



KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

# 国保だより

No.200 (令和4年10月発行)

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111 (代表)  
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443 (課)  
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/>

国保の加入者  
(令和4年8月31日現在)  
世帯数 65,733 世帯  
被保険者数 89,855 人

## 特定健康診査の受診は令和5年2月20日(月)まで

特定健康診査は、40歳以上の国民健康保険に加入している方を対象にメタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。費用は「無料」です。積極的にご活用ください。

生活習慣改善のチャンス!特定健診を受けた後は、特定保健指導をご利用ください。

また、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方には、特定保健指導を実施します。特定保健指導も「無料」で利用できます。ぜひ、この機会に生活習慣の改善や健康づくりにご活用ください。

(特定保健指導は、江東区が(株)日本サポートサービスに業務委託して実施します。)



受診券シールを紛失された方は、再発行ができますので、下記までお問い合わせください。

- 特定健康診査受診券シールの再発行について 江東区保健所健康づくり係 ☎03-3647-9487
- 特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516

## 人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します(上限8,000円)。令和4年度中に受診した分の申請期限は、令和5年3月31日(金)です。

助成要件や申請方法などの詳細は、区役所や出張所等にあるリーフレットまたは江東区ホームページにてご確認ください。下記までお問い合わせください。

■ 医療保健係 ☎03-3647-8516

## 特別徴収(公的年金からのお支払い)について

下記①~⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から引き落としされます。



- ① 世帯主(65歳~74歳)が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳~74歳である(ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く)
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の1回の支払い額の合計が1回の年金受給額(主に高齢基礎年金の金額)の2分の1を超えない

※「特別徴収」の対象となっているかについては、令和4年度国民健康保険料納入(変更)通知書でご確認ください。

※「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます(特別徴収が中止されるまでに2~4ヶ月かかります)。下記までご連絡ください。

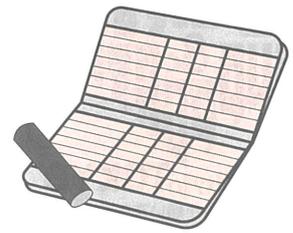
■ 保険料係 ☎03-3647-3169

# 便利な口座振替をご利用ください

保険料のお支払いには納付の手間が省け、納め忘れのない口座振替が便利です。

お申し込み方法は、下記の3つがあります。

- ① キャッシュカードによる手続き（一部金融機関に限られます）
- ② 口座振替依頼書による手続き
- ③ 郵送による手続き



申請場所：①②保険料係・出張所、③保険料係

申請方法等の詳細は区ホームページをご覧ください。保険料係までお問い合わせください。

**口座振替依頼書がホームページからダウンロードできるようになりました。**

区ホームページ「健康・福祉」→「国民健康保険」→「普通徴収による納付（口座振替による納付）」

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で減免の要件を満たす場合、申請により国民健康保険料が減額または免除になる可能性があります。減免の要件、金額の算出方法、申請方法等についての詳細は区ホームページや6月中旬にお送りした減免のご案内をご覧ください。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-8520 ■

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

パソコン・スマートフォンなどで事前に利用申込することにより、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

### どんないいことがあるの？

- 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健康診査情報や薬剤情報が医師等と共有できます。
- マイナポータルでご自身の特定健康診査情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単になります。
- 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使えます。

（医療保険者が変わる場合の加入・脱退の届出は引き続き必要です）

※医療機関や薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関や薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

### この機会にぜひマイナンバーカードを取得しましょう

マイナンバーカードの交付申請および健康保険証利用申込に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分

申込方法等はホームページでも確認できます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp>（交付申請について）

<https://myna.go.jp>（健康保険証利用申込について）



交付申請



健康保険証利用申込